

オンラインビジネス情報サービスの調達

株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）ではオンラインビジネス情報サービスを現在利用しているが、令和5年度も引き続き当該サービスを利用するため、当該サービスを提供できる者を以下の要領で募集する。

本件は、特定業者のみが履行可能と考えるが、他に公募要件を満たし業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施する。

なお、本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とするものである。

1 調達の内容

次の各号のすべてを満たしていること。

- (1) インターネット経由で提供されるサービスである。
- (2) 別紙に掲げるサービス内容をすべて満たすこと。
- (3) ID及びパスワードを用いたユーザー認証によるアクセス形式であり、124 以上のIDを付与できること。
- (4) 使用するパスワードを利用者側から隨時変更できること。
- (5) 定期的な利用講習会及び全国への講師派遣等のサポートを無料で受けられること。
- (6) 契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

2 参加者の資格

- (1) 令和04・05・06年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (2) 過去5年以内（平成30年1月以降）に、都市銀行又は政府系金融機関に対し同様の業務内容について複数年にわたり継続したサービス提供実績があること。
- (3) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- (5) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (8) その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、令和5年1月25日（水）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番4に示す提出書類を項番5の問い合わせ・申込先に提出する。

4 提出書類

- (1) 前「1 調達の内容」の項目すべてを満たすことが分かる書類
 - (2) 参加資格があることを証明する書類
 - ア 法人登記簿謄本（申込前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））
 - イ 財務諸表（直近2期分）
 - ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）
 - エ サービス提供実績証明書（別添2）
 - オ 誓約書（別添3）
- （注）ア、イ及びウは、令和04・05・06 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

5 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：古川 和芳

電話：03-3270-1552 FAX：03-3279-1411

6 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番5における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 申請者は、提出した申請書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

以 上

サービス内容

提供されるビジネス情報サービスは以下の条件をすべて満たすものとする。

1 記事情報

- (1) 検索期間は任意の期間を指定できること。
- (2) フリーキーワードに、AND（絞込み）、OR（拡げる）、NOT（除く）を用いた検索式を、組み合わせて利用できること。
- (3) 媒体数
 - イ 新聞
 - ・日経各紙（日本経済新聞、日経産業新聞、日経M J、日経ヴェリタス）
 - ・全国紙、ブロック紙・地方紙 35 紙以上
 - ・日本農業新聞と日刊水産経済新聞を含む業界専門紙を含め 50 紙以上
 - ロ 雑誌
 - ・一般誌、ビジネス誌、専門誌を含め 50 誌以上

2 企業情報

「帝国データバンク企業情報」、「東京商工リサーチ企業情報」を含む 5 以上の企業データベースからフリーワードでまとめて検索できること。

3 財務情報

「帝国データバンク財務情報」、「東京商工リサーチ財務情報」を含む 5 以上の財務情報データベースからフリーワードでまとめて検索できること。

4 人事情報

「日経 WHO'S WHO」を含む 5 以上の人事情報データベースからフリーワードでまとめて検索できること。

以 上

別添 1
令和 年 月 日

参 加 申 込 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号
住所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和5年1月11日付で公告した「オンラインビジネス情報サービスの調達」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-MAIL)

別添 2
令和 年 月 日

サービス提供実績証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称
代表者氏名

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「オンラインビジネス情報サービスの調達」に関し、「2 参加者の資格（2）」の項目について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加の条件	合否判定の根拠となる事由
(サービス提供実績) 過去 5 年以内(平成 30 年 1 月以降)に、都市銀行又は政府系金融機関に対し同様の業務内容について複数年にわたり継続したサービス提供実績があること。	

(注) 「合否判定の根拠となる事由」欄の記載例は、次のとおり。

(サービス提供実績) → 契約名、発注者、納入日等

株式会社日本政策金融公庫

管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「オンラインビジネス情報サービスの調達」に係る公募（令和5年1月11日付公告）に関し、「2 参加者の資格」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

1 次の各項に該当しない者であること。

（1）契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

（2）公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

（3）申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

3 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者であること。

4 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上